

特定第二種制度

～里の希少種保全の新たな仕組み～

- 日本では現在、3,700種を超える動植物が絶滅危惧種となっています。(2020年時点)
- このうち多くの種が里地里山等の二次的自然に生息しています。
例えば、両生類、淡水魚類、昆虫類の約7割が二次的自然に生息すると推定されています。
- 環境省ではこれまで絶滅のおそれの高い種を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づき「国内希少野生動植物種」に指定して保護対策を行っていましたが、二次的自然の絶滅危惧種を対象にした指定と保護対策は十分に進んでいませんでした。

©Aurelie Roperch

- 特定第二種国内希少野生動植物種(以下、「特定第二種」という。)制度は、**里地里山等の二次的自然の希少種を対象にした新たな種指定の制度**です。
- 特定第二種制度は平成29年度(2017年)の種の保存法改正で創設され、翌年に施行され、令和2年(2020年)からは種指定が行われています。

制度がつくられた背景

- 二次的自然に分布する種(両生類、淡水魚類、昆虫類等)は、生息・生育地の環境が改善されれば速やかに個体数の回復が見込めるものが多いのが特徴です。
- このような種の保全のためには、**生息・生育地の減少又は劣化への対策が有効**であり、個体数が著しく少なくなければ、個体の捕獲等及び譲渡し等を規制することは必ずしも優先度は高くありません。
- 一方で、**販売業者等による大量の捕獲等がなされた場合には種の存続に支障を来すおそれ**があります。

種の保存法に基づく**国内希少野生動植物種**には、捕獲、譲渡し等、輸出入等が規制される通常の国内希少野生動植物種の他に、主に山野草を対象に一般の流通を認める**特定第一種国内希少野生動植物種**、**特定第二種国内希少野生動植物種**の3種類があり、規制は下の表の通り異なります。

	指定	捕獲等	陳列・広告	譲渡等	輸出入	指定種の例
国内希少野生動植物種	絶滅のおそれがあると判断される種	原則禁止	原則禁止	原則禁止	輸出は原則禁止 ^{※1}	イリオモテヤマメコ、ヤンバルテナゴコガネ
	商業的な繁殖が可能な種(特定第1種国内希少野生動植物種)	原則禁止	— (事業届出が必要)	— (事業届出が必要)	—	レブンアツモリソウ、アマミデンダ
	主に二次的自然に分布する種(特定第2種国内希少野生動植物種)		販売・頒布等の目的で行うものは原則禁止		輸出は原則禁止	トウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、タガメ

※1 輸入は原則可能ですが、渡り鳥条約等に基づく種(トキ、タンチョウ、シマフクロウ等)の輸入時には証明書添付が必要です。

特定第二種の指定

令和2年2月に指定されたのは以下の3種です。いずれも健全な里地里山の指標となる絶滅危惧種です。今後も流通規制や生息環境の維持、改善の効果が高い種を中心に、順次指定を進めていく予定です。

トウキョウサンショウウオ

学名: *Hynobius tokyoensis*

- 森林に生息、水辺で産卵
- 環境省レッドリストカテゴリー: 絶滅危惧II類(VU)
- 分布域: 関東地方と福島県の一部

カワバタモロコ

学名: *Hemigrammocypripis neglectus*

- ため池や水路に生息
- 環境省レッドリストカテゴリー: 絶滅危惧IB類(EN)
- 分布域: 静岡県から西の本州、四国、九州の一部

タガメ

学名: *Kirkaldyia deyrollii*

- 水田やため池に生息
- 環境省レッドリストカテゴリー: 絶滅危惧II類(VU)
- 分布域: 全国(生息が確認されているのは19府県)



トウキョウサンショウウオ © 吉川夏彦

カワバタモロコ

© 高久宏佑

タガメ

© 自然環境研究センター

主な規制内容と罰則

販売・頒布を目的とした個体等の

- 捕獲等
 - 譲渡し等
 - 陳列・広告
- が原則禁止されます。

加えて、個体等の輸出も原則禁止となります。

捕獲等や譲渡し等の規制に違反した場合の罰則は

- 個人の場合：5年以下の懲役
または500万円以下の罰金
 - 法人の場合：1億円以下の罰金
- となっています。

よくあるご質問

Q 指定前から飼っていた個体にも規制がかかるのですか。

A かります。指定前からの飼育個体やそこから繁殖させた個体についても販売・頒布はできません。

Q 指定されたときにその種を飼っていた場合はどうすればよいですか。

A 指定時に飼っていた個体をそのまま飼いつけることには規制はかかりませんので、そのまま大切に飼いつけていただくようお願いします。

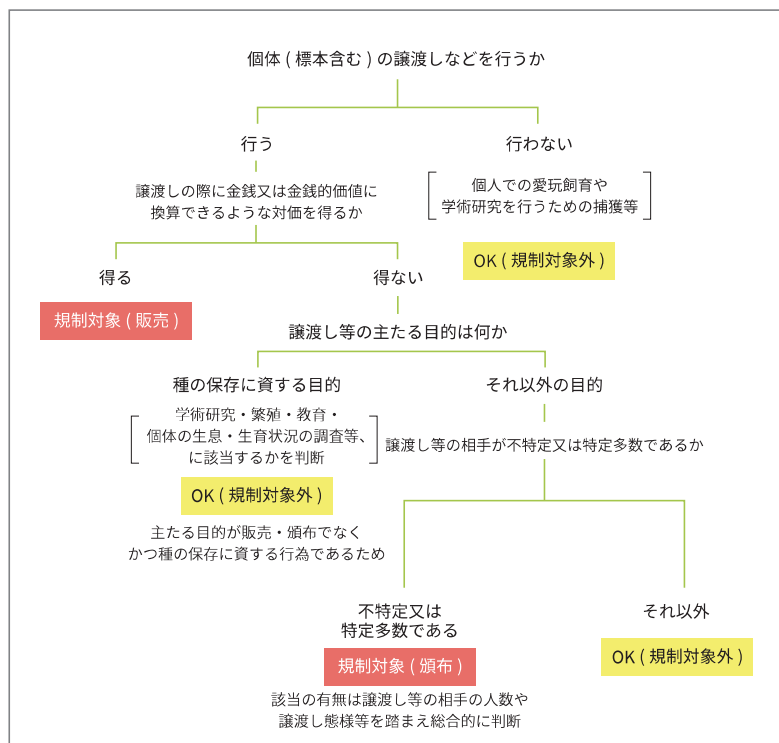
Q 指定種の卵にも規制がかかりますか。

A 種の保存法施行令で定める卵や種子には規制がかかるため、販売・頒布はできません。令和2年に指定された3種の中ではトウキョウサンショウウオとタガメの卵が指定されています。

Q 指定種の標本にも規制がかかりますか。

A 昆虫標本等、個体の全形を保った標本は種の保存法で定める「加工品」にあたります。例えばタガメの標本の販売・頒布はできません。

販売・頒布の規制適用フロー



最新の指定種や指定されている卵・種子の一覧は環境省 HP をご覧ください。

<http://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html>

皆様へのお願い

- 販売・頒布以外の場合でもむやみな捕獲はやめましょう。
- 飼育している個体は最後まで飼いつけましょう。
- 捕獲・飼育している個体をみだりに別の場所へ放つことはやめましょう。
- 特定第二種とその生息環境の保全に参加してみましょう。